

議案第37号

逗子市個人情報保護条例の一部改正について

逗子市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市個人情報保護条例の一部を改正する条例

逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「個人の情報」を「個人情報」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に、「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第9号中「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

第2条第5号中「であって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得して当該実施機関が現に保存又は保管しているもの」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 要配慮個人情報 条例第6条第2項に定める項目の他、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得して当該実施機関が現に保存または保管している個人情報をいう。

第4条中「個人の情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）」を「個人情報」に、「個人の情報の取扱い」を「個人情報の取扱い」に改める。

第5条中「個人の情報」を「個人情報」に改める。

第7条第1項第6号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 要配慮個人情報の記録の有無

第9条第1項中「個人情報の保存期間」を「保有個人情報の保存期間」に、「当該事務に係る個人情報」を「当該事務に係る保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条第1項中「個人情報（特定個人情報）」を「保有個人情報（保有特定個人情報）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報を提供」を「保有個人情報を提供」に、「個人情報の提供」を「保有個人情報の提供」に、「当該個人情報の使用目的」を「提供に係る個人情報の使用目的」に改める。

第10条の2の見出し、同条、第10条の3の見出し及び同条中「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改める。

第11条第1項から第4項までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第12条第2項中「その保有する個人情報」を「保有個人情報」に、「安全」を「完全」に改める。

第14条第1項中「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条から第29条までにおいて同じ。）」を「保有個人情報」に改め、同条第2項第3号中「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「開示の請求に係る個人情報」を「開示の請求に係る保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同項第2号中「対象となった個人情報」を「対象となった保有個人情報」に、「個人に関する個人情報」を「個人に関する個人情報（個人が営む事業に関する情報に含まれる当該事業に関する情報を除く。）」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第14条の2から第15条まで、第16条第1項、第16条の2から第18条まで、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第23条第1項中「個人情報（情報提供等記録を除く。）」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第25条第1項中「個人情報（情報提供等記録を除く。）」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第27条第1項中「市が保有する個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「第26条」を「前条」に改め、同条第9項第2号本文、第4号及び第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第6号中「請求に係る個人情報」を「請求に係る保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第29条第1項本文中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項ただし書中「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改める。

「第3章 出資団体等、受託者及び指定管理者による個人の情報の保護等」を「第3章 出資団体等、受託者及び指定管理者による個人情報の保護等」に改める。

第30条の見出し中「個人の情報」を「個人情報」に改め、同条第1項中「個人の情報」を「個人情報」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「取扱わなければならない」を「取り扱わなければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「個人の情報」を「個人情報」に改める。

第31条の2第1項中「個人の情報」を「個人情報」に改め、同条第2項中「個人の情

報」を「個人情報」に、「以下この条において同じ」を「以下この条、第36条及び第37条において同じ」に改め、同条第3項及び第4項中「個人の情報」を「個人情報」に改める。

第36条及び第37条中「個人情報又は個人の情報」を「保有個人情報又は個人情報」に改める。

第42条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が改正されたこと等に伴い、改正の要あるため提案する。